

平成25年度の動き

平成25年度は、原子力発電所の稼働停止によって電力需給が逼迫し、国や電力会社から節電要請がなされるなど、一層の省エネルギーが求められた年でもありました。

また、微小粒子状物質への対応が求められ、大気汚染に対する関心が高まった年でもありました。

再生可能エネルギーの普及については、国が進める固定価格買取制度によって、大規模太陽光発電設備などの導入が進みました。

平成25年度の本県の環境に関わる主な動きは、次のとおりです。

【宮崎県水源地域保全条例の制定】

県土の約76%を占め、水源涵養機能など多面的機能を有する森林は、水の供給源である水源地域として保全していくことが重要となっています。このため、水源地域内の森林である土地の取引に係る事前届出制度の創設等により、水源地域が持つ機能の維持を図る「宮崎県水源地域保全条例」を平成26年3月に制定しました。

【微小粒子状物質(PM2.5)への対応】

平成25年2月に微小粒子状物質(PM2.5)に関する国の専門家会合が開催され、また、3月には注意喚起のための暫定的な指針が示されたことから、本県でも国の目安に準じた注意喚起の判断基準を定め、当該日の1日の平均値が暫定指針値を超えると予測された場合には注意喚起を行うこととしております。平成25年11月には、午後からの活動に備えた判断方法が新たに追加されました。

微小粒子状物質のリアルタイムの測定値については、県のホームページ「みやざきの空」で公表し、注意喚起については県のホームページのほか、防災メールによる配信サービスも開始しています。

また、測定体制の強化のために、平成26年1月に高千穂保健所に新たに測定局を設置するとともに、小林保健所測定局に測定装置を追加して微小粒子状物質の常時監視を開始しました。

【本県畜産の新生】

口蹄疫の被害を受けた畜産農家が安心して経営を再開し、県全体の畜産農家が経営を維持・発展させるため、中期的な視点で、「全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築」に向けた取組を進める必要があることから、平成25年3月に「宮崎県畜産新生プラン」を策定し、本県畜産を取り巻く課題ごとに示した「目指す姿」の実現に向けて、市町村、関係団体、畜産農家と連携した取組を進めているところです。

なお、埋却地周辺において地下水の水質への影響が懸念されることから、水質のモニタリング調査を県内286か所で実施しました。また、平成23年1月に発生した高病原性鳥インフルエンザ時の埋却地についても、周辺の水質モニタリング調査を県内27か所で実施しました。

【下小原発電所の完成】

本県の地域特性を生かした環境に優しい再生可能エネルギーの有効活用を図るため、農業用水を利用したマイクロ水力発電所整備（出力5kW）を企業局と日之影町が共同で建設しました。

【中国木材㈱日向工場起工式】

日向市細島1区工業団地において、中国木材㈱日向工場の起工式が行われました。製材工場や集成材工場のほか、木質バイオマス発電施設等が整備される計画です。